

新型コロナウイルス感染症に係る工事の入札の取扱いについて

I 施工実績の取扱いについて

一宮市における一般競争入札の入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事

2 施工実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止等がなければ、入札参加確認申請書を提出する日までに完了する予定であった同種工事は、工事成績が60点で完了したものとして施工実績の対象とします。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

企業の施工実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

ア 配置予定技術者の能力に関する事項に係る同種工事の施工経験

イ 企業の施工能力に関する事項に係る同種工事の施工実績

4 事後審査資料

落札候補者決定後の事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による工事の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類

II 入札に係る書類の提出について（入札書を除く。）

入札参加者が提出する書面に押印が必要となる場合において、押印が困難なときは、押印は不要とします。また、公告において持参により提出することとしている事後審査資料の提出方法を、郵送（書留郵便に限る。）又はメール（PDFファイル形式）の提出（郵送の場合は、提出期限までの消印）に限ることとします。ただし、落札候補者の事情を確認し、市がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。

<提出先> 郵 送： 491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市上下水道部経営総務課 契約・検査グループ

メール： keeisoumu@city.ichinomiya.lg.jp